

令和 5 年 5 月 24 日
農林水産省大臣官房統計部
生産流通消費統計課

民間競争入札実施事業

「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査業務」の実施状況報告（案）

基本方針に基づく標記事業の実施状況（令和 2 年調査から 4 年調査まで）は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	「公共サービス改革法」に基づく民間委託統計調査の実施により、製材工場、合単板工場、木材チップ工場及び木材流通業者（以下「製材工場等」という。）を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。請負範囲は、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（以下「木材価格統計調査」という。）における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計及び調査対象への謝礼支給に係る業務。
実施期間	令和元年 11 月 7 日から令和 7 年 1 月 31 日までの 5 年 3 ヶ月間
受託事業者	一般財団法人 農林統計協会
契約金額（税抜）	21,700,000 円 （1 調査年当たり：4,340,000 円）
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内 1 者）
事業の目的	木材価格統計調査は、素材・木材チップや木材製品の価格水準及びその変動を把握し、木材の流通改善対策等の推進に資することを目的としている。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 9 回統計調査分科会（平成 19 年 11 月 26 日開催）において、民間事業者を活用できる業務については、可能な限り活用していくこととし、民間事業者が受託可能と判断した統計調査業務を選定したものである。 基本方針に掲載された年度：平成 19 年度 市場化テストとしての事業実施回数：5 回 新プロセスに移行した年度：平成 25 年度
特記事項 （改善指示・法令違反 行為等の有無）	なし

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 確保されるべき質の達成状況及び評価

令和2年調査から4年調査における業務は、あらかじめ農林水産省と調整したスケジュールに沿って確実に実施された。

なお、確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

① 調査票の回収・督促

ア 実施状況

民間事業者は、農林水産省が選定した調査対象に対して、毎年11月から12月にかけて協力確認を行い、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収、若しくは政府共同利用システムオンライン調査システムを使用して調査票を回収した。

毎月の調査票の回収率は、民間事業者が電話又は電子メールにより督促を行った結果、令和2年調査が100.0%、令和3年調査が100.0%、令和4年調査が100.0%となった（表1）。

なお、報告の遅れがちな調査対象に対しては、報告期日前に電話、FAX又は電子メールにより報告期日のお知らせを行っており、督促件数は、令和2年調査が568件、令和3年調査が517件、令和4年調査が532件であった（表2）。

表1 月別回収率

単位：件

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
令和2年	調査対象数	368	367	371	374	373	373	371	370	369	369	369	369	370
	回収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年	調査対象数	369	368	368	367	367	366	366	375	376	376	377	377	371
	回収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和4年	調査対象数	377	377	377	387	387	387	387	387	387	387	385	385	384
	回収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表2 月別督促件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和2年	52	83	16	64	53	21	63	41	39	37	58	41	568
令和3年	26	44	42	61	44	44	63	29	47	33	37	47	517
令和4年	40	30	43	42	38	47	56	45	74	40	32	45	532

イ 評価

実施結果は、確保されるべき質として設定された目標回収率（100%）を達成している。

また、調査票の回収に当たって民間事業者は、電話又は電子メールにより督促を行っており、報告が遅れがちな調査対象に対しては報告日前に電話、FAX又は電子メールにより報告期日を知らせるなど、創意工夫を行っていることが評価できる。

② 照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、調査対象からの問合せ、苦情等への対応に当たって、農林水産省との打合せを十分に行い、調査票へ記入する価格の照会など具体的な事例を含む問合せ、業務マニュアルの作成・更新を適宜行い、マニュアルに沿って業務を実施した。

さらに、照会のあった内容を照会参考資料として整理し、それ以降の照会対応が効率的に行えるようにした。

また、実務担当者への研修は、農林水産統計調査に精通した者を講師として実践的な研修を行い、問合せ、苦情等への対応の準備を行った。

調査対象からの問合せ件数は、令和2年調査が31件、令和3年調査が19件、令和4年調査が31件であった。

なお、苦情については、令和2年調査、令和3年調査、令和4年調査の全てで0件であった（表3）。

表3 問合せ・苦情等対応件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和2年問合せ	10	3	1	1	4	2	1	1	2	1	2	3	31
苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年問合せ	4	3	0	2	1	1	0	3	0	1	4	0	19
苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年問合せ	5	3	3	1	3	1	2	2	0	3	2	6	31
苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○ 問合せの主な内容

調査内容（調査対象品目の単位、記入の仕方等）、オンライン調査の操作等

イ 評価

民間事業者は、本調査内容、審査・疑義照会業務の対応等についての問合せ、業務マニュアルを作成及び更新し、照会対応等の業務を効率的に行えるようにしていることは評価できる。また、農林水産統計調査に精通した者を講師とした研修を行い、実践においても調査対象からの問合せに適正に対応していることは評価できる。

③ 調査票の審査、疑義照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、回収された調査票について「審査、集計、検討事項一覧表」に基づき、目視での記入漏れ等の確認を行い、疑義があるものについては調査対象と接触可能な時間帯を把握し、効率的に疑義照会を行った。

また、民間事業者は、審査が終了した調査票について、全項目について作成した審査プログラムを用いて、審査基準以上の変動がある調査票を抽出し、審査が必要な場合は疑義照会の確認を的確に行った。

疑義照会件数は、令和2年調査が364件、令和3年調査が434件、令和4年調査が399件であり、調査対象品目の見直しや令和3年のいわゆるウッドショックの影響による木材価格の高騰やウクライナ情勢等により、第4期事業（前期）の平成29年調査の220件、平成30年調査の228件と比べて増加した（表4）。

表4 月別疑義照会件数

	単位：件												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和2年	72	32	32	35	26	22	35	23	22	20	20	25	364
令和3年	27	31	20	39	36	50	36	50	42	40	37	26	434
令和4年	52	45	29	32	40	36	31	23	25	25	31	30	399

○ 疑義照会の内容

データの記入なし（該当品目取引なし）・記入位置が適切か（段ずれ）の確認、消費税区分の確認、前月比や前月差が基準以上である価格変動要因等

イ 評価

民間事業者は、農林水産省が示した「審査、集計、検討事項一覧表」に基づき、目視での記入漏れ等の確認を着実にを行い、調査対象と連絡が付きやすい時間帯を把握し疑義照会を行い、調査対象と接触できる創意工夫をしたことは評価できる。また、集計後は全項目について作成した審査プログラムを用いて、審査基準以上の変動がある調査票を抽出し、「審査、集計、検討事項一覧表」に基づき集計結果の審査を的確に行っており、調査対象への調査負担が軽減できていることは評価できる。

なお、調査品目を見直した項目について、記入漏れや記入誤りが多かった部分を業務マニュアル等に整理し、効率的な審査を行ったことは評価できる。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

① 実施状況

民間事業者から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コロナ禍においては、実務担当者への研修をオンラインツール等を用いて行う旨の提案があった。

また、これまでの業務で蓄積された疑義照会の内容（調査対象名、照会年月日、照会内容等）をデータベース化し、疑義照会の際に当該調査対象の過去の価格変動等の傾向を参照できるようにするとともに、令和3年のいわゆるウッドショックによる木材価格の高騰などを踏まえ、木材価格に影響のある情報（関連記事等）を集約し担当者間で共有しているとの報告があった。

これらの提案等については、事業の円滑な実施や調査対象へ価格の変動理由をより詳しく確認するために効果的な対応であると判断し了承した。

なお、木材価格に影響のある情報や業務マニュアル等は関係者だけがアクセスできる共有フォルダから閲覧可能としている。

② 評価

コロナ禍において、事業の円滑な実施に資するため新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を行ったことは評価できる。

また、過去の照会事例のデータベース化や近年の木材価格の変動状況を整理することも正確な調査の実施に寄与するものとして評価できる。

2. 実施経費についての評価

(1) 市場化テスト開始前の国における従前経費（平成20年調査の実施経費）と実施経費との比較結果は、次のとおりである。

項目	金額等
従前経費（A）	13,863千円（平成20年調査の実施経費）
実施経費（B）	4,807千円（令和3年度の実施経費）
削減額（C）＝（A）－（B）	9,056千円（1調査年分）
削減率（C/A×100）	65.3%

注1：従前経費は、市場化テスト実施前の平成20年調査の実施経費である。

注2：実施経費は、令和3年度の契約金額（税込）及び郵送料の合計である。

注3：実施経費には、国が実費を負担する謝金は含まれていないため、従前経費（A）における平成20年調査の実施経費から謝金（平成20年調査の調査対象数を乗じて計算した金額）を除いている。

(2) 評価

従前経費（A）（平成20年調査の実施経費）と、実施経費（令和3年度）を比較した結果、削減額（C）は9,056千円の削減になった。従来経費ではその他経費として地方農政局等を含む統計部における各経費を積み上げた額のうち本調査分を計上しており、各地方組織で調査を実施した際に要した消耗品費、光熱費等の合計となっているが、令和3年の実施経費には民間事業者の所在する1事業所分の消耗品費、光熱費等のみとなっているため、経費が大幅に抑制されている。また、民間事業者が業務を効率的に行ったことによる人件費等の削減もあり、約6割の費用を抑制することができたものである。

3. その他（特記事項に係る経緯等）

農林水産省における農林水産統計の見直し検討会において、令和4年調査から「えぞ・とどまつ 中丸太」他7品目を廃止し、「ひのき 正角・乾燥材（10.5×10.5×3.65～4.0）」を追加することとなったことから、令和3年11月30日に計画変更を行った。あわせて「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査における民間競争入札実施要項」を改正し、同年12月20日に契約変更を行った。

4. 評価委員会等からの評価

令和5年2月20日、3名の外部有識者からなる「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」（以下（技術検討会）という。）を開催し、本事業の実施状況報告について、以下のとおり評価を得た。

- ① 調査票の回収について、電話又は電子メールにより督促を行っており、報告が遅れがちな調査対象に対しては事前に電話、FAX又は電子メールにより報告期日を知らせるなどを実施し、100%の調査票回収率で実施されている。
- ② 疑義照会も適切に実施され調査は問題なく実施されている。
- ③ 実施経費についても、従前経費に比べて大幅に削減されていることは評価できる。

- ④ 2者応札と競争性も確保されている。

5. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

受託民間事業者が業務改善指示等を受けたこと、業務に係る法令違反行為等はなかった。

また、農林水産省において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共サービス改革法に基づく民間委託技術検討会）が備えられており、確保されるべき質に係る達成状況、実施経費の削減及び入札に当たっての競争性については、技術検討会において評価を得ることができたところであり、適正に実施されていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業は良好な実施結果が得られており、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）のⅡの1（1）の基準を満たしているため、今期をもって市場化テストを終了することとしたい。